

特定非営利活動法人 多摩子ども劇場 役員報酬規定

第一条（総則）

この規定は、当法人における理事並びに監事（以下「役員」という）に支給される月額報酬に関して定めるものとする。

第二条（報酬の体系）

役員の報酬は常勤・非常勤の役員とも、役員報酬のみとし、手当等、他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。

第三条（決定方法）

月額報酬は、必要があれば理事会で協議した上で、定期総会で決定する。

第四条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合、当該計算期間の月額報酬は日割り計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第五条（長期欠勤者の報酬）

病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

第六条（計算期間並びに支給日）

役員への月額報酬の支給計算の期間ならびに支給日は給与等支払い規定に準じることとするが、一年分をまとめて支給することもできる。

第七条（支払い方法）

役員報酬は原則として、現金によって直接本人に支払う。

第八条（その他）

当規定に定めのない事項については、関連法規および施行令規則等に定める規定に沿うものとする。

付則

本規定は、平成24年6月1日より施行する。

特定非営利活動法人 多摩子ども劇場 給与等支払い規定

第一条（総則）

この規定は、当法人における給与等の支払いに関して定めるものとする。

第二条（雇用契約）

雇用契約については、双方の協議の上、理事会において確認する。

第三条（就業・業務の形態）

業務を遂行するのに必要な形態に沿って、月額契約、日額契約、時給契約、その他お互いが協議して定めた就業形態に沿って給与を算出する。

第四条（諸手当）

業務の種類によっては、基本給のほかに、必要な手当等を定めてこれを支払うことができる。

第五条（源泉徴収）

源泉徴収については、関連法規および施行令規則等に定める規則に沿ってこれを行う。

第六条（給与計算期間と支払日）

給与は原則として、当月の就業分について集計し、翌月 28 日にこれを支払う。

第七条（給与の支払い方法）

給与は原則として、現金によって直接本人に支払う。

第八条（実費の弁済・仮払い精算）

法人の業務を遂行するために必要な実費を仮払いした場合には、相応の実費を証明する明細または帳票と引き換えに、すみやかにこれを支払う。

第九条（実費の弁済・前払い精算）

また、必要な場合には、事前に必要とみなされる部分について先渡し仮払いを行い、後日精算することも可能とする。

第十条（その他）

当規定に定めのない事項については、関連法規および施行令規則等に定める規定に沿って双方が誠意を持って協議して雇用契約を定めることとし、理事会の承認を得て発効する。

付則

本規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人 多摩子ども劇場 事務局活動費等支払い規定

第一条（総則）

この規定は、当法人における活動費等の支払いに関して定めるものとする。

第二条（体制）

専従事務局は雇用契約とし、双方の協議の上、理事会において確認する。

第三条（就業・業務の形態）

業務を遂行するのに必要な形態に沿って、月額契約、日額契約、時給契約、その他お互いが協議して定めた就業形態に沿って事務局活動費を算出する。

第四条（諸手当）

業務の種類によっては、基本給のほかに、必要な手当等を定めてこれを支払うことができる。

第五条（源泉徴収）

源泉徴収については、関連法規および施行令規則等に定める規則に沿ってこれを行う。

第六条（事務局活動費計算期間と支払日）

事務局活動費は原則として、当月の就業分について集計し、翌月15日にこれを支払う。

第七条（事務局活動費の支払い方法）

事務局活動費は原則として、銀行振込で支払う。

第八条（実費の弁済・仮払い精算）

法人の業務を遂行するために必要な実費を仮払いした場合には、相応の実費を証明する明細または帳票と引き換えに、すみやかにこれを支払う。

第九条（実費の弁済・前払い精算）

また、必要な場合には、事前に必要とみなされる部分について先渡し仮払いを行い、後日精算することも可能とする。

第十条（その他）

当規定に定めのない事項については、関連法規および施行令規則等に定める規定に沿って双方が誠意を持って協議して雇用契約を定めることとし、理事会の承認を得て発効する。

付則

本規定は、平成27年4月1日より施行する。

平成30年6月一部改訂

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人多摩子ども劇場	事業年度	2020年4月1日～2021年3月31日
-----	------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
入会金収入	1,500 円
会費収入	1,284,000 円
賛助会員会費	10,000 円
子どもの活動の支援 事業収入	9,500 円
子どもの芸術文化体験の場作り 事業収入	1,576,000 円
子どもの生活文化体験の場づくり 事業収入	10,800 円
子どもの豊かな文化環境整備 事業収入	35,129,930 円
助成金収入	4,100,000 円
寄付金収入	720,917 円
雑収入	10,128 円
	円
	円
	円
	円
合 計	42,852,775 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
なし	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		34,718,530 円	子育てひろば事業等業務委託
		2,000,000 円	持続化給付金
		1,500,000 円	文化庁 文化芸術活動の継続支援事業補助金
		1,320,000 円	企画制作業務委託
		600,000 円	補助金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,251,416 円	一時保育業務委託
		1,202,828 円	地代家賃・電気料金・会場使用料
		385,000 円	撮影料
		379,500 円	システム改修作業
		247,720 円	会場使用料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				0~1000 円	観劇費用等（一般と同額~2割程度の割引 別紙）
				円	
				円	

3 取引の内容に関する事項(書式第17号) 別紙

(3)役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。) 譲渡資産の内容等 別表

2020年度	大人			子ども			総合計
	一般チケット 代との差額	人数	差額負担合計	一般チケット 代との差額	人数	差額負担合計	
	500	24	12,000	0		0	12,000
	500	20	10,000	0		0	10,000
	2,500	13	32,500	0		0	32,500
	500	19	9,500	0		0	9,500
		76		0			
2020年度合計							64,000

76
合計人数

オプション会員及びオプション子ども登録はチケット代は発生しないため入れていない。

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
		なし		円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2020.5.1~ 2021.3.30	185,000円	ホームページ改修
			2021.2/1~2/26	54,000円	有償ボランティア
			2020.5.20~ 2021.3.31	40,000円	有償ボランティア
			2020.8/9,8/10, 9/19,11/1,11/3	45,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア
			2021.2.28~29	9,000円	有償ボランティア

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 多摩子ども劇場	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2020年4月1日 ～ 2021年3月31日	22人	2人	9.0%	3人	13.6%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人多摩子ども劇場	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		22人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	職	就任・退任 年月日	
春田 祐子		理事長		○							就任 H26・5・25
市川 ひとみ		理事		○							就任 H12・10・25
佐藤 順子		理事		○							就任 H12・10・25
谷 照代		理事		○							就任 H15・10・26
折田 緑		理事		○							就任 H16・10・24
島野 泉		理事		○							就任 H15・10・26
江口 正浩		理事		○							就任 H15・10・26
江口 寛子		理事		○							就任 H29・5・25
横山 めぐみ		理事		○							就任 H22・5・23
齋藤 美穂		理事		○							就任 H20・5・18
西山 規子		理事		○							就任 H21・5・24
角折 弘子		理事		○							就任 H25・5・22
近藤 直恵		理事		○							就任 H25・5・22
柴田 由紀		理事		○							就任 H12・10・2
村上 佳子		理事		○							就任 H22・5・23

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人多摩子ども劇場	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日	
中田 薫		理事		○							就任 H27・5・24
濱尾 睦子		理事		○							就任 H24・5・20
藤原 絵里		理事		○							就任 H30・5・24
青木 洋子		監事		○							就任 H18・6・18
梶原 政子		監事		○							就任 H12・10・25 退任 R2. 5. 31
木島 和代		監事		○							就任 H26・5・25 退任 R2. 5. 31
阿部 伸子		監事		○							就任 R2・5・31
阿部 淳子		監事		○							就任 R2・5・31
須藤 正代		監事		○							就任 R2・5・31

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 多摩子ども劇場		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	単票 ルーズリーフ	毎週	7年
総勘定元帳	会計ソフト(会計王NPO法人)を使用 ルーズリーフ	毎週	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王NPO法人)を使用 ルーズリーフ	毎週	7年
給与台帳	給与ソフト(TKC・やよい給与明細オンライン)を使用 ルーズリーフ	毎月	7年
切手受払簿	手書き ルーズリーフ	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 多摩子ども劇場	チェック欄
-----	-------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

✓

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 多摩子ども劇場	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 多摩子ども劇場
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㊸ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日	

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 多摩子ども劇場	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	--

添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
------	---	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ